

会 議 録		令和6年2月9日作成	令和9年3月末日廃棄
会議名	京都府宇治警察署協議会（令和5年度第4回）		
開催日	令和6年2月9日（金曜日）		
時 間	午後2時から午後4時までの間（120分）		
場 所	京都府宇治警察署 3階・道場		
出席者	辻会長、田中副会長、中村副会長、黒川委員、下岡委員、下津谷委員、田井委員、南委員、山本委員 （欠席 江崎委員、高田委員、古川委員、森下委員） 計9人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長代理、交通課長代理、警備課長、広聴相談係長 計10人		
諮 問 事 項	1 鑑識活動について 2 宇治警察署平安策2024について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 諮問事項説明 (1) 鑑識活動について～刑事課長代理 【委員】テレビの刑事ドラマなどで鑑識活動について見ることはあるが、地道かつ緻密でありながら、犯人検挙や犯罪の立証には欠かすことのできない活動とお聞きした。本日、現場の再現や実際に指紋採集などを体験させていただき御苦勞を知るとともに、興味深く、良い体験をさせていただいた。 【委員】昨年11月、京都府内の全警察署が参加する鑑識競技会で宇治警察署が優勝されたと聞き、宇治市民、久御山町民としては心強く思った。これからも頑張ってください。 (2) 諮問事項説明 宇治警察署平安策2024について～副署長、各課長 【委員】交通課の推進項目の一つとして、「自転車その他のモビリティ対策の強化」との説明があったが、電動キックボードの利用者は運転免許		

会 議  
内 容

が必要なのか、必要でないのか知っている人は少ないと思う。販売業者やレンタル事業者は利用者にはしっかり教示しているのか。

【警察】電動キックボードと呼ばれるものは、法改正により「特定小型原動機付自転車」と呼ぶようになり、従来の50ccバイクなどは「一般原動機付自転車」と呼ぶようになった。

いわゆる電動キックボードの利用にあたって運転免許証が必要なのか必要ないのかは、一見して判断がつくものは少なく、停止させて、構造等を確認して初めて分かるものが大半である。

それゆえに、販売業者やレンタル事業者には、運転免許の要否や運転方法などについて指導しなさいと法律で定められている。

【委員】これらの電動キックボードに自賠責保険への加入が義務付けられているのか。事故に遭った際、相手が自賠責保険に加入せず、補償する能力が無い場合、気の毒なことになりかねない。

【警察】自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）については、いわゆる原付である一般原動機付自転車については従前どおり加入が義務付けられている。また、特定小型原動機付自転車についても、一般原動機付自転車と同様に、自賠責保険の加入義務が課せられている。

【委員】安心した。

宇治警察署平安策2024に基づき、安全利用のため、しっかりと指導、啓発を行っていただきたい。

【委員】「犯罪から府民を守るための取組の推進」という説明があった。

私は、防犯カメラの設置が、犯罪予防にも犯罪検挙にも有効な手段だと考えている。

宇治警察署では、防犯カメラがどこに設置されているのか、把握はされているのか。また、現在の数で足りているのか。

【警察】当署で全て把握しているわけではない。一定の把握がある中、新しい防犯カメラが設置されている、設置されたという情報があれば宇治警察署全体で情報共有を行っている。

宇治市では、自治会で防犯カメラを設置したいという要望があれば、宇治市役所に御相談いただければ、自治会で防犯カメラを設置する場合に補助するという施策を行っており、また当署も協定を交わしているところであり、宇治市役所の担当窓口で御相談いただけたらと思う。

久御山町にあっても、公園の周辺に防犯カメラを設置しようとの施策もあり、防犯カメラの設置効果による犯罪抑止について考えていただいている。

台数が足りているかということに関しては、委員のおっしゃるとおりニーズは高まっており、また企業などで設置されている防犯カメラ

もあり、あればあるほど有効であるとは考えるが、プライバシーの観点等を考慮しながら、警察としては効果的に活用させていただきたいと考えている。

(3) その他

【委員】近所の方から聞いた話について、3点質問させていただく。

私は久御山町に住んでいるが、1点目が、近所の公園に設置されていたミラーのことについてである。以前は、公園から通りに出る際、車が来ていないかを確認できるミラーがあったが、いつの間にか無くなったという話が上がっている。公園は子供達も多く利用し、安全確認のためにも有効であり、逆に車側からも飛び出しに注意できる。なぜ無くなったのか伺いたい。

2点目は、垣根の話である。道路に面する垣根では、枝が伸びて見え辛くなっているところもある。こういった垣根に関して、剪定しなさいというような規程はあるのか。

3点目は、今朝のことだが、自転車がゴミ集配場所に捨てられていた。今日は、燃えるゴミの収集日であったが、不燃物である自転車が捨てられているということで、近所でどうすべきかという話になった。こういった場合、警察に御相談してもよいものなのか。

【警察】まず、1点目のミラーの話について、当署ではミラーが撤去された経緯等については承知していない。ミラーについては交通安全施設ということで各自治体、すなわち久御山町が管理している。久御山町に対して、自治会長などから撤去の経緯の確認や設置要望を挙げていただくに対応してもらえようと思う。

2点目の垣根の話について、これについては法律上の規定はない。個人宅の垣根ということであれば自治会で話し合ってもらい、申し合わせ事項としてそれぞれのお宅で管理してもらおう。公園などの垣根の場合、久御山町に相談いただくのが良いかと考える。

3点目の自転車の件について、いつでも警察に相談いただいたらよい。自転車それぞれに防犯登録や固有番号があるため、それらの照会によって、盗難品であるということであれば引き上げて被害者に返還することができる。盗難品でないということであれば、誰かが置いているだけかもしれないため、すぐに撤去するわけにはいかないが、一定期間、「持ち主は持ち帰ってください」等との告知を行っていただき、それでも無くならない場合には、ゴミとして撤去してもらおうことになるので、自治体に相談していただけたらと思う。

以上

会 議  
内 容

## 第4回京都府宇治警察署協議会の開催状況

